

意見検討結果一覧表

（案名： 令和5年度岩手県食品衛生監視指導計画 ）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>食の安全安心に関する情報提供の促進について、重点的に取り組む事項において、県ホームページや SNS 等により情報公開を進める旨記載しているが、国においては、さらに Facebook、Twitter や時として YouTube など積極的に活用して、より見やすく、より容易に目的の情報に到達できるようにしていることから、本県においても一層の幅広い取り組みを期待するもの。</p>	<p>県では、食の安全安心に関する情報について、これまでホームページや YouTube を活用した情報発信を行ってきたところですが、御意見を踏まえ、Facebook 等を含む様々な発信方法を検討し、情報提供の促進を図っていきたいと考えます。</p>	C
2	<p>2022 年末に味付けゆで卵に使用が認められていない指定外添加物を使用していたことがわかりました。コンビニエンスストアでは約 90 万個という数の味付けゆで卵が流通していたということで、消費者の不安は高まったものと思われまます。</p> <p>県内における同様の施設の稼働状況は如何か。</p> <p>また今回の件を受けて、この味付け卵に限らず、広域にあるいは大量に流通している食品製造施設を対象とした監視、あるいは収去検査を特に強化することは如何か。</p> <p>今は、店舗に限らずネット販売が主な事業者もあり、なかなか実態の把握は難しいと思われまますが、行政に協力していただいている食品安全サポーターの力も借りながら取り組んでは如何か。</p>	<p>県内における同様の施設の稼働状況につきましては、令和5年2月末時点で、6つの施設が稼働している状況です。</p> <p>御意見のとおり、今回の事案を踏まえ、県では、令和5年2月1日から28日の間、県内（盛岡市を除く）の大規模または広域流通食品製造業者に対する緊急重点監視を行い、適切な食品製造を行っていることの確認と必要に応じた改善指導を行い、岩手県産食品の安全性確保を図っているところです。</p> <p>また、流通食品の収去検査の強化として、令和5年度から、これまでの収去検査に加え、県内で製造されるゆで卵を対象とした収去検査を実施し、県内流通食品の安全性確保を図っていくこととしています。</p> <p>ネット販売が主な事業者の実態把握については、御意見を参考に食品安全サポーターとの連携も検討してまいります。</p>	C

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

- 3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。
- 4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。